

# 指定居宅介護支援事業所運営規程

平成20年9月1日初版

平成26年2月18日改訂

平成26年7月7日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

## (事業の目的)

第1条 株式会社楽楽館<sup>らくらくかん</sup>が開設する介護の相談室(以下「事業所」という)は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定な居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 介護の相談室

(2) 所在地 松戸市新松戸5-200 2階

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所職員の職種及び員数は次のとおりとする。

利用者45人につき1人を基準とし、利用者の数が35人またはその端数を増すごとに増員することとする。

管理者及び主任介護支援専門員 常勤 兼務 1名

介護支援専門員 常勤 専従 1名以上

職種ごとの職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所のケアマネジメント業務全般及び職員の労務環境を管理し、必要に応じて法人責任者へ報告するとともに事業所を代表して協議を行う。
- (2) 主任介護支援専門員 介護支援専門員の支援困難事例の対応の指導及び支援を行うとともに、研修等においてその技能を他の介護支援専門員に提供する。
- (3) 介護支援専門員 介護支援専門員は、ケアマネジメントの提供及び各種相談にあたるとともに、管理者及び主任介護支援専門員に対し適切に業務報告を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし祝日、夏季休暇 8/13～8/16、冬期休暇 12/30～1/3 は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(利用者相談は、24時間電話連絡可能)

#### (指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内又はご利用者宅
- (2) 使用する課題分析表の種類 当社独自のアセスメントツール
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内又はご利用者宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) 個々の利用者に関するサービス実施状況等の記録の作成と保管
- (6) 居宅サービス計画の実施状況の確認
  - ① 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という。)する。
  - ② 少なくとも月に1回訪問し、利用者の課題把握を行う。
  - ③ 居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整を行う。
  - ④ モニタリングの結果及び関連する利用者の状況を適時記録する。
  - ⑤ 必要に応じ、居宅サービス計画を見直し、更新する。

3 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
- (2) 利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 必要に応じて、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供

**(利用料、その他の費用の額)**

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

但し、法定代理受領サービスの場合、利用者負担はない。

2 通常の事業の実施地域以外から利用者の要請があり、指定居宅介護支援を提供する場合には、要した交通費について利用者の同意を得た後に利用者から実費の支払を受けることができる

**(通常の事業の実施地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、松戸市、流山市の概ね以下の地域とする。

松戸市

新松戸・横須賀・新松戸北・新松戸南・大金平・中金杉・幸田・平賀・東平賀・大谷口・殿平賀・小金・小金清志町・幸谷・二ツ木・西馬橋・旭町・七右衛門新田

流山市

南流山・西平井・流山・鱈ヶ崎・宮園・思井・平和台・前平井

**(秘密保持)**

第9条 事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 従事者であった者は、従事者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

**(苦情処理)**

第10条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

**(1)当事業所相談窓口**

相談窓口	介護の相談室
担当者	高村友紀
電話番号	080-6712-3645
対応時間	24時間

### **（オンラインツール等を活用した会議の開催）**

第 11 条 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ることを条件に、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

- 利用者の状態が安定していること。
- 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
- テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- 少なくとも 2 月に 1 回（介護予防支援の場合は 6 月に 1 回）は利用者の居宅を訪問すること

### **（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）**

第 12 条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （ 1 ） 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- （ 2 ） その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

### **（虐待の防止のための措置）**

第 13 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （ 1 ） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （ 2 ） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （ 3 ） その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- （ 4 ） 当措置に対する担当者を管理者とする。

### **（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）**

第 14 条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- （ 1 ） 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- （ 2 ） 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- （ 3 ） その他ハラスメント防止のために必要な措置

#### **（業務継続計画（BCP）の策定等）**

第15条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

#### **（運営規定の概要等の重要事項の揭示）**

第16条 事業所の運営規定の概要などの重要事項等については当法人のホームページにて掲載・公表することとし、インターネット上で情報の閲覧が完結することができる。

#### **（身体的拘束等）**

第17条 居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務とする。

#### **（その他運営についての留意事項）**

第18条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設ける。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は運営法人株式会社楽楽館と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### **附 則**

平成20年9月1日初版作成

平成26年2月19日改訂

平成26年7月7日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂